

**葵経営者クラブ会則改定点**

改 定 前	改 定 後
<p><b>第4条 会 員</b></p> <p>(3) 会員は次の2種類とする</p> <p>(a) 常務会員：前項の条件を満たし、第9条の常務会入会金を納入した者。</p> <p>(b) 一般会員：前項の条件を満たし、第9条の一般会員入会金を納入した者。</p> <p>(c) 会員は次の事由によってその資格を喪失する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退会（会員本人の文書による申し出による） （以下略）</li> <li>・禁治産及び準禁治産の先刻</li> <li>・死亡・失踪宣告</li> <li>・除名（第7条に基づく）</li> <li>・会に返信がなくなり、また転居先不明等で連絡が取れなくなって1年が経過した場合</li> </ul>	<p><b>第4条 会 員</b></p> <p>(3) 会員は次の2種類とする</p> <p>(a) 常務会員：前項の条件を満たし、第9条の常務会入会金を納入した者。</p> <p>(b) 一般会員：前項の条件を満たし、第9条の一般会員入会金を納入した者。</p> <p><u>(4)</u> 会員は次の事由によってその資格を喪失する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退会（会員本人の文書による申し出による） （以下略）</li> <li>・禁治産及び準禁治産の先刻</li> <li>・死亡・失踪宣告</li> <li>・除名（第7条に基づく）</li> <li>・会に返信がなくなり、また転居先不明等で連絡が取れなくなって1年が経過した場合</li> </ul>

※(c) → (4)に修正。文字校正

<p><b>第5条 役 員</b></p> <p>(2) 新役員は、総会において常務会員の中から互選する。</p>	<p><b>第5条 役 員</b></p> <p>(2) 新役員は、総会において<u>原則として</u>常務会員の中から互選する。</p>
---	---

※積極的に若手を起用するため。

<p><b>第6条 役員の仕事</b></p> <p>(4) 会計は、会を運営する金銭の出入りを管理司る。</p> <p>(5) 監事は、年度ごとの会計の監査に携わる。</p>	<p><b>第6条 役員の仕事</b></p> <p><u>(4)</u> 監事は、年度ごとの会計の監査に携わる。</p>
--	---

※平成23年度(2011年度)総会にて「会計」職を廃止済みのため

<p><b>第7条 除名勧告</b></p> <p>会員としての品位と名誉を<u>傷つけた</u>ものに対し、役員会は除名の勧告をすることができる。</p>	<p><b>第7条 除名勧告</b></p> <p>会員としての品位と名誉を<u>傷つけた</u>ものに対し、役員会は除名の勧告をすることができる。</p>
--	--

※文字校正

第8条 会議

(2) 総会は年1回開催し会計報告を行う。

(4) 役員会は正副会長、理事・会計及び監査をもって校正し、本会の運営上必要に応じて開催する。

第8条 会議

(2) 総会は最高議決機関であり、年1回開催し以下のことを決議する。

- ・活動報告および活動方針
- ・会則の変更と改正
- ・役員を選出
- ・決算および予算
- ・その他会運営に重要な事項

(4) 役員会は正副会長、理事及び監査をもって構成し、本会の運営上必要に応じて開催する。

(5) それぞれの会議は過半数の出席をもって成立する。

※総会における決議事項をより正確に  
※会議体の成立条件の記載がないため追加